



The Japan Society of Archives Institutions Kinki District
Branch Bulletin

全史料協近畿部会会報デジタル版

No.92

2025.10.3 ONLINE ISSN 2433-3204

全史料協近畿部会第 173 回例会報告

2024 年（令和 6）12 月 15 日（日）

会場：元興寺文化財研究所 総合文化財センター ルーパ館 3 階研修室

テーマ：地域史料調査の現段階—奈良県下の取り組みから—

服部光真（公益財団法人元興寺文化財研究所主任研究員、全史料協近畿部会運営委員）

近年、奈良県下ではさまざまなかたちでの地域史料、古文書の調査が着実に進められている。奈良大学の史学科では、山添村などの自治体と連携しながら古文書調査がなされ、報告書や目録の刊行、大学博物館での展示など成果公開が積み重ねられてきた。この奈良大学とも連携して、奈良県の文化財課では令和 4 年度から県内の古文書の所在確認調査が全県規模で初めて実施され、意義深い成果が出され始めている。また、平群町では調査サポーターの養成を図りながら古文書調査が進められ、展示などによって着実に成果が公開されつつあるなど市町村での独自の取り組みも注目される。

近年の近畿部会例会では、かつてに比べると歴史研究の立場からの古文書などの地域史料調査が正面から取り上げられる機会が少なくなっている。しかしこの種の史料調査は機械的な作業ではあり得ず、問題意識に裏打ちされた創造的かつ主体的な営為であり、その問題意識は現実社会のあり方や学問的な関心の推移にしたがい常にアップデートされているはずである。

本例会は、如上の問題意識により、こうした近年の奈良県下における取り組みの紹介し、今日における地域史料調査の意義を確認するとともに、歴史研究の視点からの地域史料調査の現段階における理念や方法論的到達点、そして共有すべき問題意識や課題について議論することを目的とし、かつ部会内で活発なアーカイブズ学の分野の関心との接点をも探る機会とするべく企画した。基調講演として、木下光生氏（奈良大学教授）に「家・区有

文書の長期史的・比較史的意義と「自助・共助」依存型史料保存の問題点」、個別報告として山田淳平氏（奈良県地域創造部文化財課）に「奈良県における地域資料の現状—所在確認調査の成果から—」と題してそれぞれお話しいただき、その後参加者を交えて服部の司会により質疑応答・討議を行った。

木下光生氏のご講演「家・区有文書の長期史的・比較史的意義と「自助・共助」依存型史料保存の問題点」は、氏が山添村史料調査（奈良大学史学科・奈良県山添村教育委員会）、奈良県内古文書所在確認調査（奈良県文化財課・奈良大学史学科）に関わってこられたなかで見えてきた家・区有文書の意義を、様々な具体的な事例によって長期史的・比較史的に検討するものであった。そこでは、研究者の立場から「断片的な史料の「小さな史実」がもつ重み」を強調されて家・区有文書の世界史的意義を説かれる一方で、「家と村」の社会構造が崩壊していくなかで、「家の自助」と「村／大字の共助」に「タダ乗り」してきた史料保存・文化財保存のあり方の限界が鋭く指摘され、今後に向けた課題を提示された。

山田淳平氏のご報告「奈良県における地域資料の現状—所在確認調査の成果から—」は、令和4年度から実施されている奈良県の「奈良県内古文書所在確認調査事業」を紹介し、そこから見えてきた古文書・地域資料の現状と課題を提示するものであった。この事業では、現地調査に先立って各市町村史所載の古文書所有者にアンケート調査が行われているが、その時点で連絡先不明の古文書所有者が4割にのぼったという。また古文書があるか不明と回答がされてきた76件のうち、現地調査で古文書が確認できたのも26件あり、所有者が存在を認知していないことが相当数ある現状も指摘された。この所在確認調査によって地域での古文書の再認識や新出資料の発見にもつながった事例も紹介されその成果が確認される一方で、古文書の管理が難しくなっている所有者が増えているなか寄託・寄贈の受入れ施設が限定されている現状、所有者との継続的な関係性の構築などの課題も指摘された。

質疑応答・討論では、市町村などで実際に古文書所有者や地域住民と向き合ってきた方々から、地域資料のデジタル公開の際の注意点、地域住民との間での資料の価値共有の方法、指定や予算措置など文化財行政のあり方などについて質問が寄せられた。



また、20世紀後半～21世紀の地域資料をも調査対象に含むご講演・ご報告の内容に対し、調査対象の設定に関して質問があり、調査対象の設定そのものが問題意識に裏付いており、研究進展とともに更新されていかなければならない

との回答があった。総じて、討論を通じて県・市町村、学術研究者、所有者の緊密な連携による体制づくりが必要であることが確認されたといえよう。

なお、当初は葛本隆将氏（平群町教育委員会）にも「平群町における古文書調査の取り組みについて」と題した貴重なご報告をご準備いただいていたが、当日体調不良によりやむを得ず欠席され、ご登壇はかなわなかった。今後葛本氏のような市町村による取り組みをとりあげる例会を企画することとし、氏のご報告もその折に期したいと思う。

例会参加記

竹中友里代（京都府立大学）

30年ほど前に元興寺境内の研究所の一室で、各地の史料整理の実例を学んでいた平成世代として、久しぶりに奈良で開催されることを懐かしく参加した。

奈良大学の木下光生氏による、山添村・平群町等の区有文書調査の事例報告について、率直な感想として、近代・現代の新しい時代にまで史料調査、研究視点の広がり、調査での気づきの大切さをあらためて痛感した。報告の区有文書には固定資産税、自動車税、国民健康保険料などの納付書や領収書が大量にあり、それらは、本来個人宅に所在するものであった。こうした徴税実務は、近世村では村請制で行われていた。年貢の納入にかかわる検地や諸役の配分、村の自治に関係する法令遵守など村方が責任を以て請負う。個々人の滞納や違反者に対して村全体が責任をもたされるもので、14世紀中世惣村に遡るとされる。それが大字区の組合に個人情報が一任され、近代村請制がつい最近まで継続していた。奈良の区有文書から我が国の地方自治の連続性を見出したといえる。

同じ調査者としては、大量の個人情報満載の史料群を眼前にして立ち向かう勇気がある。大量の近現代史料は、整理完成にいたるまでの時間を心配し、優先順位をつけてしまう。著者も区有文書調査はいくつか経験があり、村絵図や字切図、年貢帳や土地関係文書などの近世文書を優先させ、近現代に思いを致すことは後回しにしがちである。報告にある地域史料のまとめ、大字区組合の存在は、サンプル的に一部を抜き取り保存しても意味が無い。分量の多さにひるまず、史料の全点保存が主張される。

近世イングランド等ヨーロッパ諸国の研究においても、小規模な住民組織の持つ自治機能は注目されている。奈良県内の区有文書が我が国だけでなく世界的な比較の上でも重要な史料と位置付けたことで、全ての史料の保存を目指すポイントとなる。

ただし、こうした史料は、公的機関に移管して管理されるもの以外は、個人や共同体の自助努力によって継続されてきた。木下氏がいう「家の自助」と「村の共助」にタダ乗りした史料保存である。実際我々も調査して、新たな史実を見出した時は得意満面で報告する

が、その後の保存方法になると、及び腰になる。概ね協力して下さった旧家や自治会は好意的であり、当該自治体の意向を探りつつ、根本的な解決策を示せないまま、結果タダ乗りに加担するはめになる。共同体の崩壊や生活基盤の変化で、長くは維持管理できないのは目に見えている。戦後我が国の産業別労働者構成は、第一次産業から三次産業へ大きく転換した。また労働力の男女比、家族形態の変化は都市部だけでなく農漁村にもあまねく及んでいる。人の営みによって作成され再生産しながら保存されてきた史料は、その寄り辺を失っていることは、グラフにより可視化した木下氏の説明には納得せざるを得ない。

目録などを公開している自治体やその他機関では、検索、画像や原史料が閲覧者に提供される。これら史料が「国民共有の財産」として認められるからである。しかしこの状況とて、担当者の努力と熱意で維持されている。いずれの機関でも収蔵スペースの課題は避けられない。「共有財産の認識」は公的組織であっても安心できない。

結局のところ史料の永久保存は木下氏がいう国家による保証が必要になる。京都にやってきた文化庁にどうした期待を持つべきだろうか。我々はネットや様々な手段で原本史料の重要性を発信するしか手はないのであろうか。

山田淳平氏の報告について、自治体史編さん終了後の史料保存が困難なことは、悲しいかなこの仕事に携わる者の常識である。現状を把握する所在の確認調査はこれもまた勇気がある。地元での困難な事情があぶり出され、その課題に直面する、まさに火中の栗を拾う事業であるが、これに向きあわずして今後の史料保存はあり得ない。

手順として、県下 39 の市町村史に対してアンケートを平成 27 年度から実施されている。目録や写真などの諸資料の保管引継ぎがあるのは半分以下の 15 団体で、そのうち公開体制が整っているのはさらに少ない。自治体史編纂の調査であっても公的機関で利用可能なものは限定されている現状である。

各市町村史所蔵の古文書をリストアップし 2875 件の文書群をデータベース化し、令和 6 年で 188 件の現地調査を行うなど、精力的に確認作業が実施されている。現地へのアクションは、新出史料の発見にもつながろうし、たとえ足を運ばずとも県から事務連絡だけでも古文書の存在の認識喚起になる。所在確認調査を県の基本情報とし、今後は詳細調査、悉皆調査と発展的である。長期的展望で企画された事業として今後の動向を注視したい。